

# 企業主導型保育施設の開設を

## ご検討の事業者さま！

新たに企業主導型保育施設を開設する事業者の方に、  
堺市独自の取組で、**最大120万円**の補助を行います！！

※国が実施する企業主導型保育事業（整備費）の助成決定を平成30年度に初めて  
受け、**地域枠を設定する**企業が対象となります。

### 目的

「待機児童の解消」・「保育士確保」・「安心して仕事を続けることのできる職場環境づくり」に寄与することを目的として、平成30年度から、堺市独自の補助金がありました！

### 補助金額

下記の3つの類型ごとに、補助金の上限金額は異なります。なお、設定した定員は原則として、一定の期間を経過するまで設定し続ける必要があります。

| 類型 | 内容                              | 補助率   | 補助基準額 | 補助上限額 |
|----|---------------------------------|-------|-------|-------|
| ①  | 堺市で保育士等として働く人向けの従業員枠を設定する場合     | 10/10 | 120万円 | 120万円 |
| ②  | 堺市に事業所のある中小企業で働く人向けの従業員枠を設定する場合 | 2/3   |       | 80万円  |
| ③  | ①②以外の場合                         | 1/2   |       | 60万円  |

### 補助対象等

- ・制度上、国の整備費助成の対象とならない備品等の購入に要する経費が補助の対象となります。
- ・単価2万円未満ものや、継続的な使用ができない消耗品類は対象となりません。（申請された備品等が補助の対象となるかどうかについては堺市で精査します。）
- ・備品等の購入にあたっては、必ず**2者以上の業者から見積もりを徴することが必要**です。

### <申請について>

- ・国の整備費の助成決定を受けた後に、本補助金の申請をしていただくこととなります。
- ・予算額の範囲内での補助となるため、年度の途中で受付けを終了する場合があります。

問合せ先

堺市役所 子育て支援部 幼保推進課 推進係 電話：072-228-7173

# 企業主導型保育事業開設経費補助金の概要

## (1) 補助対象者・補助上限額

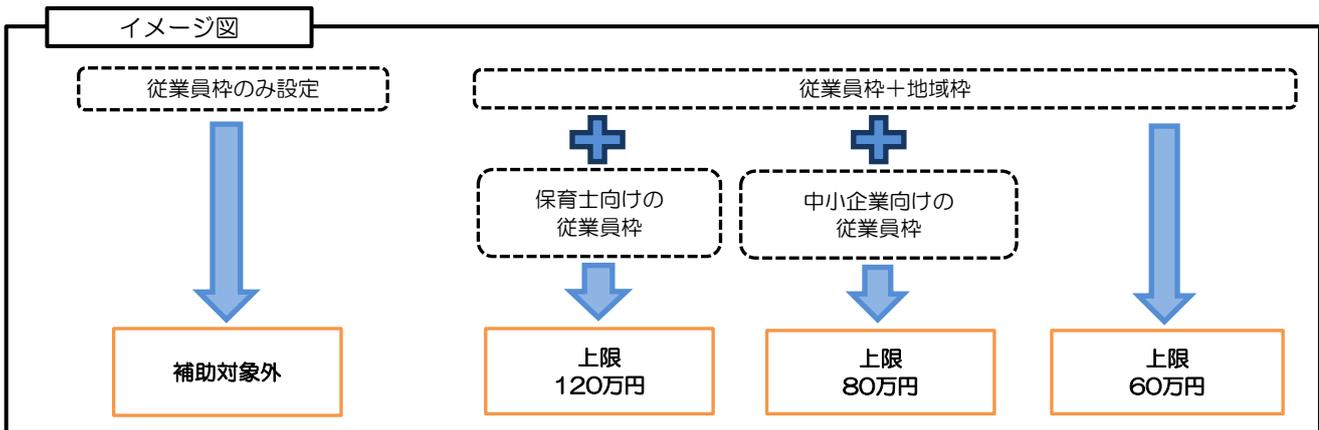
補助対象者：本市内で、新たに「地域枠を設定する企業主導型保育施設」を設置する事業者で、平成30年度企業主導型保育事業助成要領の企業主導型保育事業（整備費）の助成決定を受けた者（平成29年度に同助成決定を受けた者を除く）

- 補助上限額：①堺市で保育士等として従事する職員(※1)向けの従業員枠を設定するもの  
 ……120万円  
 ②堺市の中小企業(※2)に従事する社員向けの従業員枠を設定するもの  
 ……80万円  
 ③上記①②以外のもの  
 ……60万円

⇒「地域枠」及び①②に係る「従業員枠」については、原則、開設から本市の補助金要綱に定める期間（<例>子ども用の机及び椅子：5年）を経過するまで設定すること

(※1) 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業で保育士等として従事する職員

(※2) 本市に事業所が所在する、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業（みなし大企業を除く）



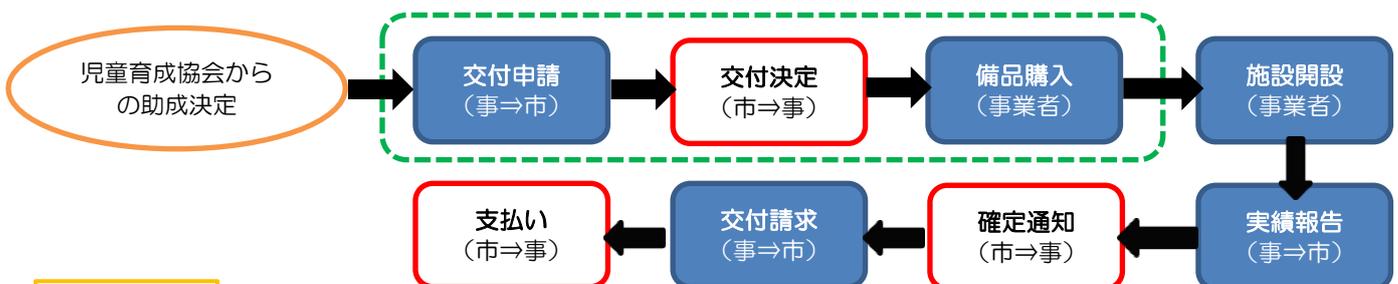
## (2) 補助対象経費

制度上、国の整備費の助成の対象とならない経費のうち、長期間にわたり、その性質または形状を変えることなく使用、保存に耐えるもので、単価2万円以上の物品及び事務机、事務用椅子の購入に要する経費（購入した備品が補助の対象となるかならぬかについては、堺市にて安心こども基金の補助対象経費の考え方をもとに精査）

なお、備品等の購入に際しては、必ず2者以上の業者から見積もりを徴すること

## (3) 補助金申請の流れ

（図中、「事」：事業者、「市」：堺市）



### 注意点

- [ ] の範囲内、「交付申請～備品購入」までは、同一年度内に実施
- 備品購入後速やかに開設準備を進め、交付決定を受けた翌年度の4月1日までに開設すること
- 実績報告時に、認可外保育施設の設置届の写しを提出すること（提出期限：事業完了日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日）